

○ 市町村サービス一覧【藍住町】

【注意事項】

- この表は、令和6年4月1日時点で可能な行政サービス等を掲載しています。
- 掲載されていないものについても、市町村等との調整が完了したことから、順次、一覧表を更新する予定です。
- サービス等を利用する際には、宣誓書受領証の提示のほか、各行政サービスの利用要件（収入や同一生計等）を満たす必要があります。（詳しくは、事前にサービス提供者（市町村）へご確認願います。
- なお、一部のサービスによっては、宣誓書受領証の提示が不要な場合もあります。

令和6年4月1日現在
(随時更新中)

| 番号 | 制度・行政サービス名 | 対象・内容 | サービス提供に当たっての 留意事項 | 受領証又は受領カードの提示 | | 問合せ先 | | 備考 |
|----|---------------------------|--|--|---------------|----|--------|----------|----|
| | | | | 必要 | 不要 | 担当課名 | 電話番号 | |
| 1 | 母子健康手帳の交付 | 医療機関で妊娠の診断を受けた方に母子健康手帳を交付。妊娠の経過や出生後の子供の発育や発達などを記録できる。 | 妊婦本人に代わって、代理で来所した場合でも交付できる。医師の診断書などは不要 | | ○ | 保健センター | 637-3132 | |
| 2 | 金婚・ダイヤモンド婚記念品の贈呈 | 婚姻50周年、60周年の方に記念品と祝状の贈呈 | 該当の年の8月までに申請が必要 | ○ | | 福祉課 | 637-3114 | |
| 3 | 保育所申込 | パートナーの子どもが保育所に入所する際、同居かつ子どもを現に監護している場合、「養育する保護者」として申請できる。 | パートナーの就労証明書等 | ○ | | 福祉課 | 637-3114 | |
| 4 | 子育てのための施設等利用給付（無償化） | パートナーの子どもが認可外保育所等を利用する際、同居かつその子どもを現に監護している場合「養育する保護者」として申請できる。 | パートナーの就労証明書等 | ○ | | 福祉課 | 637-3114 | |
| 5 | 認可外保育所入所児童の第3子以降に対する保育料助成 | パートナーの子どもが認可外保育所を利用する際、同居かつその子どもを現に監護している場合「養育する保護者」として申請できる。 | パートナーの就労証明書等 | ○ | | 福祉課 | 637-3114 | |
| 6 | 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | パートナーの子どもが学童を利用する際、同居かつその子どもを現に監護している場合「養育する保護者」として申請できる。 | パートナーの就労証明書等 | ○ | | 福祉課 | 637-3114 | |